

# 危ない教科書がやってくる

## 新潟市教職員組合民主教育研究所編

新潟市教職員組合民主教育研究所発行「民研通信」  
No. 70(01年3月21日発行) 所収の論文を転載しま  
す。検定前の「つくる会」教科書の記述の例と現行  
教科書の記述を対照した資料的部分は、紙幅の都合  
で執筆者の了承をえて割愛しました。(編集部)

### 一 危ない教科書がやってくる

二月二一日付けの朝日新聞一面トップ記事によって、「新しい歴史教科書をつくる会」(以後「つくる会」)による中学歴史、中学公民の教科書の内容の一部が明らかにされ、連日のようにマスコミに取り上げられるようになると、八〇年代の教科書の時同様、国際問題に発展する様相を呈してきた。

私たち教育現場で働く者にとって、これは単に社会科の教科書の問題ではなく、憲法、教育基本法の改悪の動きと連動した戦後の民主教育に対する挑戦ととらえ、「つくる会」の実態と教科書の内容を広く先生方に知っていただく必要を感じ、この特集を組むものである。

「つくる会」は一九九五年二月、東大の藤岡信勝氏が立ち上げた「自由主義史観研究会」がその母体となっている。翌九六年、九七年から使用される教科書が公表されると、「従軍慰安婦」や「南京虐殺」の記述を中心に産経新聞紙上で攻撃を開始、「日本を守る国民会議」と一体となって、地方議会に「従軍慰安婦」記述の削除を求める請願運動を行った。同時にこのグループは、九七年一月、「新しい歴史教科書をつくる

会」(会長西尾幹二、副会長藤岡信勝)を設立。呼びかけ人に漫画家の小林よしのり、石原慎太郎らがいる。

「つくる会」は産経新聞社による全面的バックアップの下、その子会社の扶桑社を出版元として、中学歴史及び公民の教科書の執筆を開始した。産経新聞紙上や右翼系の月刊誌で現行の教科書を「自虐的」「反日的」などと誹謗、中傷を続ける一方で、「つくる会」が力を注いでいるのは、教科書採択である。現場の教師が採択に関わる現在の採択の仕組みでは自分たちの教科書が採択される見込みがないとみるや、採択制度に対しても地方議会での質問を通して、又は「国民の油断」という他社の教科書を誹謗、中傷した本を全国の教育委員に送りつける、あるいは持参して直接手渡ししながら行政に圧力をかけている。彼らは採択率一〇%を目標に、なりふりかまわぬ猛烈な運動を展開している。

その後の報道によれば、「つくる会」は一三七カ所の修正に応じ、合格はほぼ確実であるという。西尾会長は修正後も「我々の考え方そのものは残っている」と述べている。私共は従来、国家が教科書内容に関与する教科書検定を批判し、学制発布当時や敗戦直後が

そうであったように、「自由発行、自由採択」が基本であるべきだと主張してきた立場からすれば、この教科書もその一つに違いないと考える。しかし、国家による検定が行われている以上、これが合格するということは、日本政府が彼らの歴史認識を国の内外に公認したことを意味し、断じて許されるものではない。何より大切なことは、「つくる会」の教科書の記述が、歴史的事実在即しているかどうかである。仮に「韓国併合」一つを取り上げても、この教科書の記述が正しいのであれば、他の教科書の記述が間違っていることになり私共も子どもたちに「ウソ」を教え続けたことになる。韓国や中国からの「外圧」によって修正するのではなく、私たち日本人の歴史認識の問題として議論していく必要があると考えるのである。

この教科書の採択を新潟市において許すようなことがあれば、来年に迫ったサッカーワールドカップの新潟大会も危うくなることを恐れる。

この教科書は、「神武天皇の東征」の項では地図まで付され、まるで実在の人物であるかのように書かれている。四五歳で東征を開始し、即位の日が二月一日だと脚注に記しながら、それが紀元前六六〇年(縄

文時代)だということには触れないのです。教育勅語に対する一片の批判もないのも驚きですが、朝鮮半島を「日本に絶えず突きつけられた凶器」と表現するに至っては、韓国が抗議してくるのは当然だと思いませんか。過去の歴史的事実は日本が朝鮮半島に対して凶器となった歴史はあってもその逆はないのではないのでしょうか。創氏改名も強制連行も従軍慰安婦も「欧米列強に支持され、日本の防衛と満州の権益を守る」ためには許されるのですか。あの戦争を「アジアを欧米の支配から解放する」為の正義の戦いだとするなら、東南アジア各地で行われた住民虐殺や強制労働、シンガポール市を昭南市と改称したり、神社まで建てて、キリスト教徒やイスラム教徒にまで参拝を強制したことをどう説明するのですか。私には到底子どもたちに「独立への夢と勇気を育んだ」などと教えることはできません。

## II 現行の教科書採択制度

次頁の図を見ていただきたい。これは新潟市の中学校の採択の仕組み(小学校もほぼ同じ)を図式化したものである。多少の名称の違いはあるにしても、全国

ではほぼ同じような仕組みで採択が行われているとみてよい。つくる会は、「法的には採択権は市町村の教育委員会にある」「同時に、現場の教師には教科書を選ぶ権限がないことを意味します」と言っている(『国民の油断』文庫版。これには異論もある。後述)。県教育委員会は指導、助言ができるだけである。新潟県は一四の採択区に分かれている。(全国四八二区)新潟市は単独の採択区である。左図は私どもが三年越しで一九九七年に採択経過の全面公開を勝ち取るまで続いたものである。一目見てお分かりのように、ほとんどの文書が「非公開」となっている。新潟市情報審査会をして「他に例がない」と言わしめたほどの異常な状態が続いていたのである。県内の他の一三の採択区は依然として闇の中にあるし、全国的にみても「非公開」が圧倒的に多いのが現状である。現在子どもたちが使っている教科書を、誰が、どこで、どんな議論をして採択になったのかについて、現場教師の大半はおろか親も子供たちも知らないわけである。

「教科用図書選定委員会」の構成は一般有識者(五人)、小学校校長会(三人)、中学校校長会(二人)、市中学校教育研究会各部長(一〇人、現場教員)、そ



の他教育委員会事務局（指導主事）など総数三六名から成っている。「専門調査員」は教科により違うが、社会科の場合前回は校長を含め六名である。六名で地理、歴史、公民の教科書を七社分、つまり二二種類を一ヶ月足らずの間に比較研究するわけである。「つくる会」はこの作業を現場教師に任せるのがけしからんと批判しているのである。では、非常勤で、専門家でもない教育委員が九教科七〇数種類に及ぶ教科書をどうやって比較検討するであろう。

前々回までは、調査専門委員が調査研究し、新潟市に最もふさわしいと思われる教科書を選定委員会に報告し、選定委員会から教育長への答申を受けて、教育委員会で了承される手順になっていた。「つくる会」はこれに圧力をかけ、順位をつけさせない運動を展開し、新潟市でも前回からそれを導入することとなった。「つくる会」が最も強く批判している東京都では、学校一票の投票によって決めている。「つくる会」はこの東京方式は違法だとし、圧力をかけ続けている。

### III 「つくる会」につながる戦後教科書問題の系譜

#### 一 第一次教科書問題

朝鮮戦争を機に吹き荒れた反動化の嵐の一環として、一九五五年、民主党による「憂うべき教科書問題」パンフによる教科書偏向キャンペーン。教科書調査官制度の新設。広域採択性の導入。

#### 二 第二次教科書問題

一九七九年一〇月 「新・憂うべき教科書の問題」  
一九八〇年 一月 「いま教科書は―教育正常化への提言―」自由新報に連載、小冊子発刊。

一九八二年の検定 「侵略↓進出への書き換え指示」が国際問題化。

#### 三 第三次教科書問題

一九九五年 二月 「自由主義史観研究会」発足  
一九九六年 六月 九七年度用教科書の公表に対し、「従軍慰安婦」の記述を中心に産経紙上で攻撃開始。記述の全面削除を要求。

六月自民党「明るい日本」国会議員連盟

会長 奥野誠亮 事務局長 板垣

正 衆参議員 一一六名参加

一九九七年 一月 「新しい歴史教科書をつくる会」

会長 西尾幹二・副会長 藤岡信勝、賛同者二〇〇名を越える。呼びかけ人に、漫画家小林よしのり、作家深田裕介氏などがいる。

一九九七年 二月

県議会に向け、削除を求める請願の動き。これに対し教科書問題を考える新潟県連絡会、教育をよくする新潟市民会議、女のスペース新潟ヘルプの会、市教職員組合など多彩な団体が立ち上がり、不採択に持ち込むことができた。この間、特に女性団体の活動には目を見張るものがあった。

#### IV 「つくる会」の行動マニュアル

##### (1) 支部活動という名の圧力

「つくる会」は四七都道府県に四八の支部、約一万名の会員を組織している。そして、本部から「教科書採択へ向けた支部活動の指針」や「教科

書問題ハンドブック」などを配布し具体的な行動パターンを指示している。

「つくる会」の理事、藤岡信勝氏は彼らの機関誌「史」、昨年五月号で、「今最も重要なことは、一般市民に向けての啓蒙ではなく、『これら採択関係者』（つまり、首長や教育委員）に対する働きかけなのです」と露骨に語っています。同号はさらに、ベストの教科書を採択するようにするためには、次の三つのステップをふまなければなりません。

(1) 現行の教科書がいかに向偏した自虐史観によって塗り尽くされているか、その深刻な現状を各自治体の首長や教育委員をはじめ関係者に理解してもらおう。(現状認識)

(2) 採択区ごとに採択手続きの問題点を改め、その手続きを改正する。(制度改正)

(3) ベストの教科書を採択するような調査員を任命し、適切な採択資料をつくる。(適正採択) 今教科書改善のために、半世紀に一度あるかないかの絶好のチャンスが生まれています。この好機を逃せば、日本の歴史教育が立ち直

る機会は二度と訪れないかもしれません。

「採択関係者」とは次の人々を指します。

1 知事・市町村長

2 教育長・教育委員

3 教育委員会職員・指導主事

4 教科書調査員

このうちすでにご存じの通り、法律上、教科書採択の権限を持っているのは2の教育委員だけです。

教科書採択は、教育委員の専管事項なのです。ところが、その教育委員を134のカテゴリーの人たちが取り巻いて、その動きを制約しています。まず、知事・市町村長は教育委員の任命権をもっています。

この権限は非常に重要です。知事・市町村長が本気で教育行政の改善を考えるならば、確率的には自分の任期内の四年間に、すべての教育委員を差し替えることも可能なのです。現に東京都の石原知事は、就任以来、都の教育委員に次々と新しい人を任命しています。

☆「史」二〇〇〇年九月号（通巻二三号）には、あのKSD事件で逮捕された 小山孝雄議員が彼らの意を受けての国会質問を誇らしげに紹介しています。

#### ◆教科書正常化への確かな前進

①教科書から「従軍慰安婦」が消えることになりました。

②森首相が所信表明演説で「教育委員会の在り方」を重要課題と位置づけました。

小山孝雄議員はその総理発言を取り上げ、八月八日の参議院予算委員会で、「大事な教育委員会の任務と定められている教科書採択の問題」が含まれるのかどうかを質問し、総理欠席のため代理として答弁にたった中川官房長官は、「それぞれの教育委員会が責任を持って適切に採択を行うことが必要である。そういう意味での重要課題と認識しておられると思う」と総理の見解を代弁いたしました。これはまことに画期的なことです。

③大島文部大臣が教科書採択は「教育委員会の責任」であることを改めて強調しました。前記小山議員の質問に、大島文部大臣は「教科書選定については、毅然として教育委員会の判断で行うことが当然であろうと思いますし、間違っても組合の意見によってとか、そういうことがあってはならない」

(2) 県内及び市内の動き

新潟県では支部設立が一九九九年八月二十九日。某県議が教育委員会に質問、採択制度に前進があったと、機関誌で「新潟の成果を全国へ」と宣伝している。二〇〇一年に入り、県議会、新潟市、新津市にそれぞれ「採択に関する請願書」が提出され、県では採択。新潟、新津では継続審議となっている。請願書は、現行の教科書が「寒心に耐えない内容」といつているが、どちらが寒心に耐えないか、読み比べていたいただきたい。現行の教科書の存在があたかも採択制度のせいであるかのように、問題をすりかえているが、みなさんもご存じのように、どの教科書も、世界に例がないといわれるほど厳しい「学習指導要領」や「教科書検定」に合格して採択の対象となっているのである。従って、「学習指導要領に沿った採択を」という論理は成り立たない。社会科に限ってみれば、戦後自由採択の下で二七種類もあつた教科書が厳しい検定の中で撤退を余儀なくされ現在七社にまで減ってしまったのである。「つくる会」は選定委員会での「絞り込みをするな」と主張しているが、実際問題として、「絞り込み」がなくて困るのは教育委員ではないか。小中合わせて四〇〇種

類に及ぶという教科書の比較研究を専門家でもない教育委員がどうやってやるというのか。又請願書は「学習指導要領に反対している団体の推薦を求めないこと」とあるが、委員の任命、委嘱は秘密裏に行われており、推薦のしようがない。

V 現行の教科書で生徒は自国への誇りを失うのか

(生徒の作文より)

「つくる会」は現行の教科書で学べば、子どもたちが自虐的になり、自国の誇りを失うと言っている。本当にそうなのか、子どもたちの声を聞いていただきたい。

☆小学生でも少し習っていましたが、それは各国の攻撃に対する日本の抵抗であつたり、ようするに戦争Ⅱ日本は各国からの攻撃をうけ、国民や兵士になつた人々はどれほど苦しんだらう。という日本を哀れみ、外国をなんて残酷な国だと思っただけでした。私にとつて日本が善で他国が悪だったので。でも、今まで歴史を勉強して、その考えが一八〇度変わりました。たしかに戦争時の人々のくらしは大変でし



た。でも、日本はそれに対して文句を言うなんてとてもはずかしいことをしていました。中国や韓国、その他のアジアの国の人々はなんでそこまで日本をうらむのだろうと思っていました。それはいわば当然のことです。(略)愛する人を失うのは耐えられませんか。みんな平和を望んでいます。……他国の人々にまったく責任がないなんて思いません。日本だけが諸悪の根源だと思いません。でも、これだけのことをやってきたのだから、せめて、次に生まれてくる子供たちのためにも、もっと多く、確実な事実を教えてもらいたいと思います。小学校の教科書も中学校の教科書も表面ばかり載せて、内側の黒い部分はちっとも載っていません。事実は事実でどうしようもない。かといって、忘れてはならない罪です。みんながその罪を罪と認め、正しい知識として学び、二度とこんなことを起こさないようにするのは当然の義務だと思います。

(N・Fさん、一九九六年卒)

☆このことを知ったら日本人としての誇りを失うというよりも、こんなことが行われていたということ

知らずに、反省もせずにおなじことをくり返す方がよっぽど悪いことだと思う。過去にあった悪いことは、隠そうとせず、これからまたおこらないように反省の材料にするべきだと思う。

(T・O 一九九七年卒 女)

☆「土下座外交」というけれど、いつも土下座を余儀なくさせられる政治家の意識、教科書検定を通して真実を教えまいとする姿勢こそが問題なのです。

(A 一九九四年卒)

VI 教科書採択制度の問題点と「つくる会」への対応

◎問題点

(1) 教科書はやはり自由発行、自由採択が本来の姿であることを再確認しておきたい。従って、広域採択は廃止されるべきである。香川県や岐阜県では事実上、県定教科書になっており、その傾向は広がりつつある。

せめて学校毎の採択に近づけるべきである。一九九七年三月二八日の閣議で「将来は学校単位の採択」や「多くの教員の意向が反映されるよう」

が決定されており、高校ではすでにそうになっており、世界の大勢でもある。「つくる会」は当然これに反対している。

(2) 採択関係者、手順、日程は全て公開されるべきである。すでに述べたように、新潟市を除いて、ほとんど秘密事項となっている。新潟市情報公開審査会の答申で完膚無きまでに指摘されたように、公開することによって採択業務が市民の監視下におかれることになり、公正性が担保されるのである。違反者は法に基づいて処断されればよいことである。

(3) 生徒、父母、教師の参加する採択制度を実現しなければならぬ。例えば、ドイツのベルリン市では、(ドイツは戦後文部省を廃止した)一科目一五人の審査員で三年間の任期制。資格は教科書についての高い研究業績があること。学校から推薦される先生は父母、生徒を入れた職員会議が推薦する資格を持っている。審査委員会は州の文部省から独立した機関として独自に審査を行う。一冊の教科書について一五人の中から三人の専門的に的確と思われる委員が選ばれ、三人がそれぞれ審

査し、三人がOKなら問題ない。意見が二つに分かれた時は審査委員長が別の人に依頼して審査してもらおう。重要なことはドイツの学校では、教科書を使っても使わなくてもよい自由があるし、教科書の採択は実際は父母、子どもをまじえた職員会議で行われるということである。

(4) 新潟の場合、選定委員会や専門調査員の構成員の人選の基準が不透明である。例えば、PTA代表や中教研の代表(市内の中学校の教科別教員で構成)が入っているが、「代表」ということはその代表が会員に意見を求めることができなければ、会を代表したことはない。専門調査員の委員はさらに不透明で、どこでどうやって決めるのか全く秘密である。広く公募するなり、団体の推薦を受けるような仕組みをつくるべきである。

(5) 見本は公費で各学校に配布されるべきである。現在は費用は全て出版社の負担となっており、教科書の単価の低さもあって、中小の出版社が業界から撤退を余儀なくされる原因ともなっている。

◎「つくる会」への対応

(1) 今月一杯で検定作業が終了し、合否が決まると言われている。

その後、教科書の内容が明らかになると思われる。本場に「こんな教科書でいいのか」と言うことを広く市民に訴えていかなければならない。採択業務が始まる五月くらいまでの短い時間しか残されていない。

(2) 情報公開条例によって、昨年度の採択情報の公開を求めるべきである。これから始まるであろう選定委員会や調査専門委員会の公正な選任、あるいは外部の圧力に屈しないよう、教育委員会への働きかけが必要である。

(3) 「絞り込みを行わない」教科書の採択について教育委員会での議論は是非聞いてみたい。七月末になるであろう、採択のための教育委員会には是非傍聴に行きたい。(新潟市の教育委員会は常に公開されている)

(4) 「つくる会」の陳情、請願の矛盾点をつき、良識ある議員の理解を得る働きかけも重要である。

彼らは「自国の誇り」とか「日本だけが悪いのか」式のことしか言わない。それが俗耳に入りやすい。

「つくる会」は「採択権は教育委員会にあり、現場の教師にはない」と主張しているが、その法的根拠をはっきりと示せないでいる。逆に教科書無償措置法——一条には「選定審議会」の設置が義務づけられており、現在の採択事務は法規に基づいて行われているのである。又ユネスコが採択した「教員の地位に関する勧告」の六一項に「教員は生徒に最も適した教材及び方法を判断するための格別に資格を認められたものであるから、(略)教材の選択と採用、教科書の採択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである」とあり、この流れを受けて、行政改革委員会の「各学校において教科書が選択できることが必要」(一九九六、一一、一六)とのとの答申が出て、前述の閣議決定に至っているのである。

(5) 「つくる会」による他社の教科書に対する誹謗・中傷や行政への圧力が明らかになった時に、独禁法違反で公正取引委員会への告発も検討すべきである。

おわり。

三月二六日、作家大江健三郎、井上ひさし、元首相夫人三木睦子の各氏らが「つくる会」の教科書は「教科書として認められない」「一面的に自国を美化する歴史観」「次の世代は、事実を知らない」とつらい目にあう」等と批判する声明を発表した。ようやく批判運動が広がりを見せてきたが、「つくる会」側の運動の方がはるかに先行している。今開かれている新潟県議会で特定政党の議員が教科書採択について教育長や義務教育課長に自分たちに有利な言質をとろうと執拗な質問を繰り返している。その論理はめちやくちやで、専門調査員に「絞り込み」をさせるなど迫りながら、指導要領の歴史の四つの目標の内、「わが国の歴史に対する愛情」一つに絞って審査せよとか、貴方は八社の中でどれが一番いいと思うか、県教委が調査資料をつくって各市町村教委を指導せよ、調査員が日の丸、君が代に反対している人物かどうか調べよ等々である。彼らは自分たちの考え方の正当性を市民に向かって訴えるのではなく議会質問の名で脅迫的ともいえる圧力をかけているのである。法規に則った採択制度では

この教科書が採択にならないことを彼らが一番よく知っているのである。しかしながら、彼らの力を軽視することはできない。今後さらに具体的な介入や圧力が予想される。  
(新潟市教組民主教育研究所編)

#### 付記

(編集部)

予想された通り「新しい歴史教科書をつくる会」主導の歴史と公民の教科書は検定に合格。発行元の扶桑社は両方を市販本として、六月初めから書店で発売した。採択前に検定済教科書が市販されたのは初めて。

「これらの教科書は採択すべきでない」と多くの市民が声をあげている。また歴史学研究会など主要な二十の学会が連名で、この歴史教科書について五十八カ所の誤りを指摘し、採択反対のアピールを発表した。韓国は、二十五項目の修正を、中国は八項目の修正をこの歴史教科書に要求している。

新潟県教委は、採択過程で調査員(教員)が教科書を推薦することをやめるように指導した。採択終了後は採択結果、採択理由、採択に携わった委員の氏名等を公表することも求めた。これまで秘密だった採択関係者が明らかになれば、採択事務の透明性が高まる。